

国立市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 5 年 8 月 28 日

提出者 国立市長 永見理夫

(説明) 都制度の保育所等利用多子世帯負担軽減事業の変更(第2子無償化)に対応するとともに、規定の整理を行うため、条例の一部を改正するものである。

国立市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例案

国立市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例(平成26年12月国立市条例第29号)の一部を次のように改正する。

第6条第3項中「第56条第7項」を「第56条第6項」に、「附則第6条第7項」を「附則第6条第6項」に改め、同条第4項中「第56条第7項又は第8項」を「第56条第6項又は第7項」に改める。

別表第2項中

「

2,000 (1,000)	1,900 (900)
3,000	2,900

「

2,000	1,900
3,000	2,900

(1, 500)	(1, 400)
4, 600	4, 500
(2, 300)	(2, 200)
7, 200	7, 000
(3, 600)	(3, 500)
9, 800	9, 600
(4, 900)	(4, 800)
12, 400	12, 100
(6, 200)	(6, 000)
15, 000	14, 700
(7, 500)	(7, 300)
17, 600	17, 300
(8, 800)	(8, 600)
20, 200	19, 800
(10, 100)	(9, 900)
22, 900	22, 500
(11, 400)	(11, 200)
25, 600	25, 100
(12, 800)	(12, 500)
28, 300	27, 800
(14, 100)	(13, 900)
31, 000	30, 400
(15, 500)	(15, 200)
33, 700	33, 100
(16, 800)	(16, 500)
36, 700	36, 000
(18, 300)	(18, 000)
39, 700	39, 000
(19, 800)	(19, 500)
42, 700	41, 900
(21, 300)	(20, 900)

4, 600	4, 500
7, 200	7, 000
9, 800	9, 600
12, 400	12, 100
15, 000	14, 700
17, 600	17, 300
20, 200	19, 800
22, 900	22, 500
25, 600	25, 100
28, 300	27, 800
31, 000	30, 400
33, 700	33, 100
36, 700	36, 000
39, 700	39, 000
42, 700	41, 900

を

に

45,700 (22,800)	44,900 (22,400)
48,700 (24,300)	47,800 (23,900)
49,700 (24,800)	48,800 (24,400)
51,700 (25,800)	50,800 (25,400)
53,500 (26,700)	52,500 (26,200)
55,100 (27,500)	54,100 (27,000)
56,600 (28,300)	55,600 (27,800)

45,700	44,900
48,700	47,800
49,700	48,800
51,700	50,800
53,500	52,500
55,100	54,100
56,600	55,600

改め、同表備考第1項を次のように改める。

- 1 特定被監護者等（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第14条に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。）が2人以上いる場合における特定教育・保育（保育に限る。）、特定地域型保育又は特定利用地域型保育を受けている満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある教育・保育給付認定子どもに係る利用者負担額は、特定被監護者等のうち、最も年齢が高い者以外の者であるときは0円とする。

#### 付 則

- 1 この条例は、令和5年10月1日から施行する。ただし、第6条の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に行われる保育の実施に係る利用者負担額について適用し、同日前に行われた保育の実施に係る利用者負担額については、なお従前の例による。